

由布市地域の居場所準備事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成27年社援発0727第2号。以下「実施要綱」という。）4（4）サ（エ）に規定する生活困窮者支援等のための地域づくり事業のうち、地域住民相互の支え合いによる共助活動の取組の活性化を図る活動の準備に係る取組に関する事業に対して、予算の範囲内においてその活動経費に対し補助金を交付することについて、由布市補助金等の交付に関する規則（平成24年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(事業実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、次のいずれにも該当する事業所とする。

- (1) 由布市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（平成27年告示第20号）により自立相談支援事業を実施する機関と連携が図られている、又は今後連携を予定している市内で生活困窮者を支援する事業所
- (2) 由布市地域の居場所認定事業実施要領（令和7年告示第50号）第3条及び第4条の規定に沿った活動ができる事業所

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業所は、交付の対象としないものとする。

- (1) 由布市生活困窮者支援活動準備事業費補助金実施要領（令和5年告示第120号）に基づく補助金の交付を受けた事業所
- (2) 宗教団体又は政治活動を主たる目的とする事業所
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ事業所

(事業採択等)

第3条 この要領による補助金の交付を受けようとする事業所（以下「補助事業所」という。）は、由布市地域の居場所準備事業採択申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 由布市地域の居場所準備事業計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 収支予算書

2 市長は、前項の規定により提出された由布市地域の居場所準備事業計画書のうち生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に係る支援調整会議にて事業の必要性が認められたものについて、その内容を審査し、適当と認めた場合は、事業採択を決定し、由布市地域の居場所準備事業採択通知書（様式第4号）

により、補助事業所に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の事業採択を決定した後、事業所の提出書類に虚偽の記載等があることが判明した場合は、当該採択を取り消すことができる。

(補助金の交付申請)

第4条 前条第2項の規定による通知を受けた補助事業所は、規則第5条による補助金の交付申請を行うことができる。

- 2 前項の申請を行うに当たって、補助事業所は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税等額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助対象経費、補助率等)

第5条 補助対象経費は、第3条第2項の規定により採択された居場所準備事業に関するもので、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費
 - (2) 需用費
 - (3) 役務費
 - (4) 委託料
 - (5) 使用料及び賃借料
 - (6) 備品購入費
- 2 補助率は、補助対象経費の10分の10とし、10万円を上限とする。
 - 3 補助金の交付は、同一の補助事業所について、1回限りとする。

(申請の取下げのできる期日)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して8日を経過する日までとする。

(補助条件)

第7条 補助事業所は、次に掲げる補助条件を遵守しなければならない。

- (1) この補助金にかかる収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) 補助事業により取得した備品等は、財産台帳及びその他関係書類を整備保管し、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること。
- (3) 第4条第2項ただし書の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額

を減額して申請を行わなかった場合で、規則第12条の規定による補助事業実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

(4) 第4条第2項ただし書の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して申請を行わなかった場合で、規則第14条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、由布市地域の居場所準備事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第5号）によりその金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(5) 規則第9条第1項の規定による軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

ア 補助の交付目的に反しない事業内容の変更

イ 補助対象経費の20パーセント以内の増減

ウ 補助対象経費の費目間における流用で、流用先又は流用元のいずれか少ない額の20パーセント以内の増減

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定による実績報告は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い期日までにしなければならない。

2 規則第12条第3号に定める市長が必要と認める書類は、取組状況等の写真とする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。